

令和2年7月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和2年7月21日(火) 午後1時00分～午後2時40分  
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室E  
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫  
委員 武井 紀夫  
委員 渡部 佳子  
委員 豊田 雅之  
委員 井上 美鈴

職 員

教育部長	岩埜 伸二
教育部次長兼教育総務課長	中村 伸一
教育部参事兼学校教育課長	今井 克彦
文化課長	小高 幸男
まなび支援センター所長	前田健太郎
図書館長	森田 益央
中央公民館長	星野 隆弘
(会議事務局)	
教育総務課課長補佐	古賀佳代子
教育総務課主任主事	萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名(非公開議案1件)

5. 議 案

議案第17号 令和3年度に使用する教科用図書の採択について

6. 報 告 事 項

報告第10号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案(令和2年度教育費9月補正予算案)について

7. 議 事 大 要

**○高澤教育長**

定刻となりましたので、令和2年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、井上委員にお願いいたします。

また、前回6月定例の会議録につきましては、豊田委員と私が確認しそれぞれ署名をいたしました。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第17号「令和3年度に使用する教科用図書の採択について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

**○中村教育部次長**

議案第17号「令和3年度に使用する教科用図書の採択について」の提案理由をご説明申

し上げます。

議案資料 2 ページをご覧ください。本議案は、令和 3 年度に使用する、学校教育法第 3 4 条及び第 4 9 条教科用図書及び学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を、教科用図書君津採択地区協議会の決定に基づき採択することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 1 4 号の規定により、議決を得ようとするものであります。

議案資料 3 ページをご覧ください。令和 2 年 7 月 1 0 日付け、教科用図書君津採択地区協議会から本市教育委員会に送付のありました図書の選定結果の通知文です。

#### <事務局より説明>

説明は以上でございます。

### ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第 1 7 号「令和 3 年度に使用する教科用図書の採択について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第 1 0 号 臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和 2 年度教育費 9 月補正予算案）について」事務局から説明をお願いいたします。

### ○中村教育部次長

報告第 1 0 号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和 2 年度教育費 7 月補正予算案）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料 1 0 ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 6 条第 1 項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。7 月市議会臨時会に提案する教育委員会に係る令和 2 年度 7 月補正予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、1 5 ページのとおり令和 2 年 7 月 1 3 日付けで市長から教育委員会教育長に対し意見の聴取がございましたが、7 月市議会臨時会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、1 2 ページにございますとおり 7 月 1 3 日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る 7 月補正予算案の概要につきましてご説明申し上げます。

1 3 ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、はじめに歳入といたしまして補正前予算額（予算現額）1 7 億 8, 7 8 5 万 8 千円であったところ、4, 2 0 0 万円を増額し、総額 1 8 億 2, 9 8 5 万 8 千円にしようとするものでございます。続きまして、1 4

ページをご覧ください。歳出といたしましては、補正前予算額（予算現額）51億3,876万9千円であったところ、8,400万円を増額し、総額を52億2,276万9千円にしようとするものでございます。それでは、歳入・歳出の補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。16、17ページが、補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。まず、歳出をご説明させていただき、その中で関連する歳入をあわせてご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。10項 小学校費、5目 学校管理費、説明欄1. 学校保健特別対策事業費5,300万円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる各種対策費として、市内小学校全てに1校あたり200万から400万円を配当するために増額するものでございます。同じく、15項 中学校費、5目 学校管理費、説明欄1. 学校保健特別対策事業費3,100万円につきましても、市内中学校全てに新型コロナウイルス感染拡大防止の対策費として配当するために増額するものでございます。なお、これらの事業につきましては、国の第2次補正予算にて全国一斉の事業として可決されたものであり、事業費の半額を補助金でまかなうものでございます。

恐れ入りますが、関連する歳入といたしまして16ページをお願いいたします。

60款 国庫支出金、10項 国庫補助金、35目 教育費国庫補助金、5節 小学校費補助金及び10節 中学校費補助金の説明欄1. 学校保健特別対策事業費補助金2,650万円及び1,550万円の増額が、本事業実施における国庫補助金の予定額に伴う歳入補正予算でございます。

説明は以上でございます。

### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

なければ、まず参考までに学校からどういったものが購入希望としてあがっているか説明いただけますか。

### ○中村教育部次長

今回は国の補助事業ということで、先ほどご説明いたしましたように半額を補助されることとなっております。そのため、実施要領において消耗品、備品、通信運搬費、役務費等が指定されております。具体的に申し上げますと、消耗品については消毒液、子ども用マスク、フェイスシールド等の学校衛生にかかるものがあげられております。その他、家庭との連絡に使用するコピー用紙、印刷代も対象になるとのことで、こちらも学校より希望がございません。役務費関係についてはやはり家庭とのやり取りに必要な切手代、封筒代、また保健室等のシーツクリーニング代等が該当します。備品につきましては、密を避けるための空き教室使用時、クーラーが入っていない部屋もございますので、その際に使用する冷風機、またグラウンドで使用するテント、パーティション等がございます。

### ○渡部委員

ただ今消毒液等の購入というお話がありましたが、具体的に各学校でどのように消毒液を使用しているのでしょうか。例えば近所のお店等で想像するのは、入り口に液が設置してあって利用者がそれぞれ使うといった形だと思いますが。

### ○今井教育部参事兼学校教育課長

机や椅子等の備品を拭くために使用したり、また委員がおっしゃられましたように子どもたち自身が使用するための消毒液もごございます。各教室にも揃えてありますし、子どもたちが帰宅した後、全体を消毒するためにも使用しております。

### ○豊田委員

直接、今回の予算と関係がある話ではなくなっていますが、この一連の事態の中で先生方もかなりお疲れなのではないかと感じております。現場のそういった状況については実際どうでしょうか。

### ○今井教育部参事兼学校教育課長

確かに通常の業務に加えての今回の対応となりますので、各教職員も疲労している面もごございます。そういった職員へのケアも考えていく必要があると考えております。

### ○豊田委員

もし地域でお手伝いできるようなことがあれば、ぜひ協力させていただきたいと考えております。今は感染拡大の問題もありますので、あまり外部の人間が入ることも望ましくないのかもしれませんが、何かありましたら積極的に地域にも発信いただければと思います。

### ○今井教育部参事兼学校教育課長

日頃より学校支援ボランティアの方々をはじめ、地域の方々には大変お世話になっておりますし、今回の件につきましても児童生徒の見守り等でご協力いただいております。今後ともまたご支援ご協力いただければ大変ありがたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○高澤教育長

ほかにご質問・ご意見がなければ、報告事項につきましては、以上といたします。続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和2年度教育費9月補正予算要求について

説明：中村教育部次長、今井教育部参事兼学校教育課長、森田図書館長、星野中央公民館長

- ・小中学校GIGAスクール通信機器整備事業について

説明：中村教育部次長

- ・文化財の指定及び解除について（高部30号墳・32号墳出土品）

説明：小高文化課長

- ・木更津市青少年指導関係運営協議会委員の委嘱について

説明：前田まなび支援センター所長

### ○高澤教育長

その他、委員からご意見等ごございますか。

## ○井上委員

2点お話しさせていただければと思います。3～5月の間、学校が休校となったわけですが、その中で先生方の子どもへの対応が学校ごとに随分違うのではないかと感じました。聞いた範囲の話で申し訳ございませんが、ある中学校では生徒に郵送でプリントの宿題を出し、その後2週間ほどしてから各家を訪問して回収、チェックといった対応をされたところもあるようですし、一方でプリントは出したものの、チェック等の連絡はない学校もあったようです。初期の3月頃については、まだ学校も保護者も混乱していたということもありますし致し方ないと感じておりますが、結果的に休校も長引き3か月となりました。今もまだお忙しい中大変だとは思いますが、今回各学校でどういった対応をされたのかということ进行调查してフィードバックをしていくことが、今後必要なことではないかと思った次第です。

もう1点につきましては、また最近話題にもあがっておりますが、校則の話です。学校の中でも当然色々な規則、決まり事があると思いますが、その中でも不要と思われるようなものがまだ残っているのではないかと感じたりしています。ぱっと思いつくのは靴下の色や髪形等ですね。ただ、木更津市内のそれぞれの校則について、そもそもどういったものがあるのかということが分かっておりませんので、内容が一度きちんと見られれば、外からの意見等も取り入れられるきっかけになるのかなと感じます。

## ○今井教育部参事兼学校教育課長

まず1点目、学校の休校期間中の件でございますが、私が知る限りの話となっておりますが、やはり全ての生徒にそれぞれプリントを作るということ自体もそれなりの労力が必要になりますし、ご指摘のありました回収については、各学校の考え方も様々あったようです。例えば回収する段階でまた接触してしまうため、感染リスクを上げてしまうのではないかと考えた学校もあると聞いております。それぞれの学校の方針があり、それがやはり対応の差に見えてきてしまったのではないかと考えられます。ただ一方で、その期間各学校がどういう対応をしてきたのかについては、一度きちんと整理する必要があると感じました。今後の対応にも関わってくることだと思いますので、折を見て調査研究は進めてまいりたいと考えております。

もう1点、校則につきましても、基本的に各学校の方針で作っているものとなるため、教育委員会が一律に意見を出す必要はないと考えております。しかしながら、一部の校則について、現在の状況にそぐわないものが残っている可能性はございます。そのため、各学校のきまりについて改めて上げていき、確認をするということも含め考えてまいりたいと思います。

## ○井上委員

昨年度からこの会議に参加をさせていただいて、こういった調査・研究事項が1つ増えるとそれに伴う事務が膨大になるのだなと感じています。ただ一方で、保護者の立場から学校に何かを言うということはなかなか難しいとも思いますので、少しご意見をさせていただきました。

また、先ほど教育委員会と学校の関係性について軽く触れられておりましたが、教育委員会と学校の関係はどういった理解をしていけばよろしいのでしょうか。

## ○今井教育部参事兼学校教育課長

基本的に、学校の監督責任は教育委員会にございます。一方で細かいところについて、全てを教育委員会が管理しているものではありません。例えばある問題についてクローズアップされたときに、教育委員会が調整役やアドバイス役として入るといった認識が近いかと思えます。また、先ほど井上委員がおっしゃっていました、保護者の方はなかなか学校には言いづらいのではないかというご意見、実は保護者からのご意見、お電話はかなり教育委員会に来ております。そういった場合については学校に連絡を取って対応していきましますし、今後も調整してまいります。

## ○井上委員

個別案件についてはそういった対応をされているとのこと、承知いたしました。

これはそもそも出来るのか分かっておりませんので、もしできれば検討いただきたいのですが、そういった要望ややり取りを全体に公開するといったことは難しいのでしょうか。例えば先ほどお話にありました、コロナの感染拡大を懸念して回収はしなかったという学校の方針も1つ納得のいくお答えでした。また、そういった理由なのであれば郵送という手段や、あるいは子どもが学校に来てポストに入れていくといった対応はどうだろうという新たなアイデアも出てくるように思います。そういったことを共有できればより良い形になっていく可能性があるのかなとも感じました。

また、話が若干逸れてしまいましたが、特に小学校ぐらいの子どもにとって必要なこととして、専門用語だとメタ認知と申しますが、自分がこの勉強ができているのか、何が苦手何が得意か、そういった認識を育てることが大事だと言われております。以前の休校の話題の際にも、高澤教育長より1日の過ごし方をまずきちんと決めることが必要だと感じられたとのお話がありました。勉強の内容も必要ですが、勉強の仕方、そういったことを育てていくような仕組みですね、これは学校だけということではなくて、子ども本人と親御さんのご協力ももちろん必要でするので難しい問題ではございますが、そういったことも考えられればと思った次第です。

## ○豊田委員

井上委員がおっしゃられた評価については、必要なのかなと感じたところです。ただ一方で、市全体に流すとなるとただでさえ大変な時期ですので、それぞれの学校で例えば学校だより等がありますよね。そちらで学校の方針について丁寧に説明してもらえれば、保護者も目を通す書類になりますし納得しやすいのかと思いました。

校則の件も納得するところではございますが、一方で今の時期だと難しいのかとも思います。個人的な所感の話になってしまいましたが、いま学童等で親御さんのお迎えが一番遅いのが先生、看護師さん等です。そういった場面を見ているとやはり大変だと感じております。

## ○高澤教育長

3月からの休校の件、学校によってはホームページに方針等を載せていたところもございまして、ただ一方で保護者の方がそれをあまり見られないといったお話もあり、そこは1つ課題ではあります。また、今回の件で完全に自校独自の体制を取っているという学校はなく、多かれ少なかれ学校同士で情報交換を行い、対応に大きく差がつかない

ようにしております。あるいは、保護者の方にも色々な方針の方がいらっしゃいますので、例えばコロナの感染が怖いので訪問は絶対にしないでほしいという方、井上委員がおっしゃったような学習の対応をもっとしてほしいという方もいます。そういった中で、できる限りの対応はしてきたのではないかと考えております。しかしながら、井上委員のおっしゃられたフィードバックは重要なこととなりますので、今後考えていきたいと思っております。

また校則の件ですが、昔つくった校則が今も残っており、現代の状況にそぐわない可能性はあると思っております。そういった点については教育委員会で改めて校則を見直す等の呼びかけを学校にしていかなければならないと感じております。学校によっては校則検討委員会といったものがあり、生徒会の子どもが入る等して検討していたこともございます。大人の意見だけでなく、子どもの意見も聞きながらできれば一番良いのかと思っております。

ほかになれば、その他を終了いたします。

以上をもちまして、令和2年7月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長  
委 員